

49. 大道こども園増改築事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

大道こども園については、従来、3歳児から5歳児の受入を行っていたが、近隣にあった旧大道保育所が廃止となったことに伴う機能補完のため、令和3年度より0歳児から2歳児を新規受入できる施設とするために、関係法令で定められた基準に基づき保育室や調理室等の施設整備を行うものである。

(3) 事業の内容

保育室及び調理室等の施設の増築及び改修工事について、外部委託により実施した。外部委託した業務は以下のとおりである。

- ・増改築に係る工事請負
- ・工事監理業務
- ・磁気探査業務

なお、新規で受入可能となる0歳児～2歳児の人数は、旧大道保育所の定員数と同数であるため、本事業が待機児童解消に直接寄与する訳ではない。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

令和元年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、大道こども園の増改築工事について委託により実施している。

財源は、主に県支出金及び地方債である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	14,563	210,485	129,916
国庫支出金	—	—	0
県支出金	—	25,191	12,946
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	3,563	6,494	16,170
その他	11,000	178,800	100,800
予算執行額	13,382	80,567	—
予算執行率	91.9%	38.3%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
職員手当等	157	
委託料	4,514	磁気探査業務に係る委託費
使用料及び賃借料	29	
工事請負費	75,866	増改築工事に係る請負費

8. 事業の成果指標

(目標)

真和志地区におけるフルセット型こども園(0歳児～5歳児の受入が可能なこども園)として、大道こども園の整備を行う。

(実績)

予定どおり、大道こども園の整備を実施した。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、真和志地区におけるフルセット型こども園（0歳児～5歳児の受入が可能なこども園）を整備することとしており、令和2年度において大道こども園の増改築整備を進めた。

なお、那覇市子ども・子育て支援事業計画において、市は、本庁地区、真和志地区、首里地区、小禄地区の4地区に区分した上で計画を策定しており、フルセット型の公立こども園を各地区に1施設ずつ設置することを目標としている。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

8.に記載のとおり、令和2年度において、当初予定通り大道こども園の整備を実施しており、特段指摘すべき点は発見されなかった。

② 改善 (A)

8.に記載のとおり、令和2年度において大道こども園の整備を実施しており、特段指摘すべき点は発見されなかった。

なお、当初予定では令和2年度中に増改築工事が完成する予定であったが、磁気探査業務で異常点が発見されたことへの対応に時間を要したこと、等の理由により、工期が延長され、令和2年度中には工事が完成しなかった。しかしながら、工期延長はやむを得ない事情によるものであり、特段問題はない。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

令和2年度における本事業予算のうち、委託費（工事監理業務及び磁気探査業務）及び工事請負費（増改築工事）については、まちなみ共創部建築工事課による積算により算定されており、特段指摘すべき点は発見されなかった。

② 予算の執行

令和2年度の予算執行率は38.3%と低水準になっているが、9.(2)②に記載したとおり、やむを得ない理由による増改築工事の遅れが原因である。特段指摘すべき点は発見されなかった。

（４） 委託

対象：増改築に係る工事請負、工事監理業務、磁気探査業務

① 委託先選定方法

増改築に係る工事請負及び磁気探査業務については、制限付一般競争入札により委託先を選定していた。また、工事監理業務については、設計実施者と１社随意契約を締結していた。

<指摘①>随意契約の理由が不十分

工事監理業務について随意契約を締結する理由として、随意契約理由書には、「工事監理業務は、設計図書に基づき工事受注者からの説明、工事材料等の選定に係る検討、設計図書を補完する説明図、建築設計意図の伝達に係る施工図等の確認等、工事の円滑な進捗に必要な業務である。また、工事の進捗に伴い変化する現場の状況に応じ、迅速・的確な対応や確実かつ円滑な施工を確保するためには、当該工事に係る知識を有し、設計内容を熟知している当該工事の実施設計を行った者を契約の相手方とする必要がある。」と記載されている。

しかしながら、実施設計者と工事監理を敢えて別にする方法（第三者監理方式）が存在するにもかかわらず、第三者監理方式の選択肢を十分に検討することなく、設計者を工事監理者として選定してしまっている。設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法では、それぞれメリット・デメリットが存在するため、必ずしも第三者監理方式を原則的な方法とする必要は無いかもしれないが、少なくとも第三者監理方式の選択肢を十分に検討せずに、随意契約により設計者を工事監理者として選定すべきではない。随意契約理由書に記載された内容は、工事監理業務全般に当てはまる内容であり、これをもって随意契約の理由とするのは不十分であり、地方自治法施行令 167 条の 2 で定める随意契約が可能な要件を満たしていない可能性がある。

第三者監理方式を原則的な方法としている省庁（国土交通省）や地方公共団体（彦根市、北秋田市）が存在するため、これらの事例や、設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法のそれぞれのメリット・デメリット等を検討の上、本事業における取扱いのみならず、全庁的に工事監理を委託する場合の取扱いを検討されたい。

② 委託金額の決定方法

9.（３）①に記載のとおり、委託業務に係る予定価格は適切に積算されており、特段指摘すべき点は発見されなかった。

③ 契約

委託契約書等を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施結果の検査

委託業務のうち、令和２年度中に業務が完了したのは磁気探査業務であるが、磁気探査業務について、市は業務終了後に適切に検査を実施しており、特段指摘すべき点は発見されなかった。

50. 保育士継続応援給付事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

保育所等で就労する保育士を確保し、保育体制の強化を促進することで保育の量の確保と質の向上を図るため、保育士の資格を有する者で保育士として勤務していないもの（潜在保育士）、新卒者、永年勤続者等へ就労継続を応援することを目的とする。

(3) 事業の内容

➤ 対象施設

那覇市内の私立認可保育所、私立認定こども園、地域型事業所

➤ 対象者及び給付額

① 採用し6ヶ月以上勤務した潜在保育士：5万円支給

② 採用し6ヶ月以上勤務した新卒保育士：5万円支給

③ 当該年度4月1日時点で保育士経験年数が3年目及び6年目の保育士：5万円支給

④ 新型コロナ禍で採用し3ヶ月以上勤務した保育士：5万円支給

※④は令和2年度補正により追加された。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成30年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

財源は、県支出金（待機児童解消支援交付金）及び市の一般財源であり、負担割合は各 1/2 である。

7. 事業費の予算額及び執行額

（1） 予算額及び執行額

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	（参考） 令和 3 年度
予算額	3, 950	18, 650	16, 400
国庫支出金	－	－	－
県支出金	－	9, 325	8, 200
うち、ソフト交付金	－	－	－
一般財源	3, 950	9, 325	8, 200
その他	－	－	－
予算執行額	3, 950	16, 850	－
予算執行率	100. 0%	90. 3%	－

（2） 令和 2 年度予算執行額の内訳

（単位：千円）

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	16, 850	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
特になし	－	－

※那覇市総合計画上は、関連施策の目標数値として「待機児童数 0 人」を掲げる。

※令和 2 年度実績は、潜在保育士 27 人、新卒者 78 人、永年勤続者 196 人、コロナ禍採用 33 名である。

9. 監査結果及び意見

（1） 成果指標

<意見①>成果指標が設定されていない

本事業における成果指標は設定されていない。

一方で市は、令和2年4月1日時点の保育士不足を要因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は69人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望見込みを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の実効性を高めるための成果指標を設定されたい。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

上記9.（1）のとおり、成果指標が設定されていないことから適切な効果検証がされているとは言い難い。

合理的な成果指標を設定したうえで、効果検証を実施すべきである。

<意見②>アンケートの集計方法及び活用方法

なお、那覇市は本事業の成果を測る一環として、補助金交付施設の施設長、事務担当者及び保育士に対するアンケートを令和元年度から実施しており、有意義な取り組みである。事業の実効性をより高めるため以下のような改善をされたい。

イ) アンケート方法

保育士確保は、那覇市のみならず県内市町村の多くが課題としている。したがって、保育士に対するアンケートは沖縄県と連携して共同実施することが効果的かつ効率的である。共同実施により、保育士のアンケート回答の手間が省力化されるとともに、効果的なデータ収集に寄与すると考えられる。また、回答者の負担感をより削減するため、スマートフォンなど ICT を活用した回答方法を取り入れるなど、回答率アップに取り組まれない。

また、遠慮なく本音で回答してもらうため、保育士登録番号などで、所属する施設を介さず保育士から直接回答可能な方法で実施されたい。その際、個人情報の特定や悪用されないよう施策を講じて取り扱うべきであることは言うまでもない。

ロ) 分析・評価

当該アンケート結果に併せて、那覇市は指導監査及び各種行政手続を通して処遇状況を把握するとともに、国の処遇改善事業で取りまとめているデータも参照し、本事業の前後の状況を把握・分析することで成果を測られたい。

② 改善（A）

<意見③>事業内容の合理性の根拠について

保育士経験年数が継続3年目、6年目を支給対象とする根拠は、国の処遇改善事業で取りまとめているデータに基づき、3年目、6年目の離職率が高いという事実にもとづいて設定しており合理性が認められる。

一方で、「3年目」、「6年目」の合理性を検証するため、今後も定期的（毎年度が望ましい）に離職率が高くなる勤務年数の傾向を調査・分析し、支給対象となる継続年数に反映さ

せることで事業の実効性をより高められたい。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和２年度の歳出予算内示書を査閲したところ、積算内容について特段指摘すべき事項は無かった。

② 予算の執行

歳出執行状況表及び関連証憑を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かった。

（４） 補助金

① 交付目的

イ）那覇市潜在保育士の保育料軽減助成金補助金交付要綱

保育士等を確保し、保育体制を強化することで、保育の量の確保と質の向上を図ることを目的とする。

ロ）那覇市保育所等働き方改革支援事業補助金交付要綱

保育士等を確保し、保育体制を強化することで、保育の量の確保と質の向上及び保育士の就労環境の改善を図ることを目的とする。

なお、当該補助金については令和２年度の交付実績は無い。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定

上記９．（１）、（２）を参照されたい。

51. 観光協会運営補助金

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 観光課

(2) 事業の目的

市と連携して観光振興を図るための重要なパートナーとして位置づけられている一般社団法人那覇市観光協会に対し、運営費に係る財務的支援を行うことで、組織力の強化を図る。

(3) 事業の内容

那覇市観光協会の運営費に対して補助金を給付し、財政支援を行う。

補助対象経費は、那覇市観光協会の管理費の一部であり、人件費や消耗品費等となっている。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

事業開始時期は不明。

6. 事業の実施形態

本事業では、那覇市観光協会運営費の一部に対し補助金を給付している(補助率は9/10以内)。

財源は、市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	33,000	33,000	33,000
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	33,000	33,000	33,000
その他	—	—	—
予算執行額	33,000	33,000	—
予算執行率	100%	100%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	33,000	運営費の補助

8. 事業の成果指標

数値目標は設定されていない。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<指摘①>成果指標が設定されていない

8. に記載のとおり、本事業の成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。

また、本事業については、成果指標が設定されていないことに起因して、事業の成果が明確に測定されない状況であるにもかかわらず、複数年に渡って同額程度の補助金が交付され続けている実態があるが、このような状況では、補助金交付の必要性や合理性が十分に説明できているとは言い難く、市が定める「那覇市の補助金に関するガイドライン」3.(1)1の交付基準を十分に検討しているとは言えない。

したがって、適切な成果指標を設定する必要がある。本事業の目的が市と那覇市観光協会が協働して観光振興を行うことであることを踏まえると、例えば、「那覇市の観光客数」や

「観光客からのアンケートによる満足度」等が考えられる。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

9. (1) に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の効果が適切に評価されているとは言い難い。

② 改善 (A)

9. (1) に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

＜意見①＞予算積算根拠が不明確

補助金交付予算額については、那覇市観光協会から提出される補助対象経費予算額に基づき算定されている。具体的には、「補助対象経費予算額－協会自己負担予定額＝補助金交付予算額」との算定式により算定されており、金額は以下のとおりであった。

補助対象経費予算額：41,784,000 円

協会自己負担予定額：8,784,000 円

補助金交付予算額：33,000,000 円

この点、市の担当者及び那覇市観光協会担当者に対し、協会自己負担予定額 8,784 千円について算定根拠を質問したところ、前期の実績に基づき算定されたとの回答を得たが、具体的な前期実績数値に基づく算定過程の回答は得られなかった。

協会自己負担予定額について前期の実際数値に基づく算定過程の説明が無く、かつ、補助金交付予算額が結果的に複数年度に渡って 33,000 千円の金額となっていることを踏まえると、現状、補助金交付予算額は、「補助対象経費予算額－協会自己負担予定額」の算定過程により算定されているのではなく、33,000 千円という金額ありきになっていると言わざるを得ない。

したがって、市は、補助金交付予算額の算定にあたって、補助対象経費予算額のみならず、協会自己負担予定額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那覇市観光協会へ指導する必要がある。

協会自己負担額は那覇市観光協会法人会計の収益が財源となるが、協会の正味財産増減計算書内訳表によれば、法人会計の収益には受取会費や雑収益が該当するため、これらの勘定科目の予算額について過年度実績等を参考にして見積った上で、協会自己負担額予定額の算定根拠とする方法が考えられる。

② 予算の執行

詳細は 9. (4) を参照。

(4) 補助金

① 交付目的

1. (2) に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続

観光協会運営補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付要領、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧したところ、補助金交付要領に関して以下の事項が発見された。

<意見②>公益事業の定義が不明確

観光協会運営補助金交付要領第 3 条において、補助対象となる活動については、「観光協会の公益事業の運営に係る経費」と規定されている。

ここで、“公益事業”の定義について、担当課に質問したところ、「本市の観光振興にかか
る事業を公益事業と考えている。具体的には観光客誘致促進にかかる業務、観光情報の発信にかかる業務、観光案内等にかかる業務、観光資源の活用等にかかる業務、観光に携わる人材育成や観光意識向上にかかる業務、観光関連行事や祭り等の開催に係る業務、特産品や土産品の販売等にかかる業務、と考えている。」とのことであつたが、“公益事業”の定義は画一的に決められているものではなく、その判断に主観が入る余地がある。“公益事業”に該当するか否か判断において、市の担当者により考え方が変わってしまうと、補助対象経費の範囲も変わってしまうことになり、本事業の事務処理上、問題が生じる可能性がある。

したがって、本事業における“公益事業”の定義について、補助金交付要領又は別の内部文書において、具体的に明記することを検討されたい。

なお、“公益事業”の要素として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律で記載されているとおり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であることが必要であるとする、市が公益事業と考えている業務のうち、単なる特産品や土産品の販売等にかかる業務は、販売者である観光協会の利益に寄与するだけの業務であるため、公益事業に該当するかどうかは疑問が残る。(詳細は 54. 観光案内所運営補助金 9. (5) 参照)

“公益事業”の定義については慎重に判断されたい。

<意見③>プロパー職員の定義が不明確

観光協会運営補助金交付要領別表において、補助対象経費のうち、給料の一般職給については、プロパー職員の人件費であると記載されている。一方、令和 2 年度における補助対象経費の中には、雇用契約期間が有期である契約職員の人件費も含まれていた。

また、令和２年度の観光協会組織図では、雇用契約期間の定めが無い正職員のみをプロパー職員としているにも関わらず、補助対象経費算定上は雇用契約期間が有期である契約職員もプロパー職員に含めており、資料間の整合が取れない状況である。

この点、担当課へ質問したところ、「組織図に記載しているプロパーは正社員を指しているが、交付要領におけるプロパー職員とは観光協会総務課及び事業課において事業の管理運営及び補佐を担う職員を指している。」とのことであったが、一般的なプロパー職員の定義は雇用契約期間の定めが無い正職員を指すと考えられるため、補助金交付要領における記載は誤解を生じさせる内容となっている。

補助金交付要領別表における記載内容を修正することを検討されたい。

<意見④>補助対象経費の範囲変更について

観光協会運営補助金交付要領は令和２年３月２５日付けで、補助対象経費の範囲について以下のとおり改正が行われていた。

改正前：事務局長及びプロパー職員に係る人件費

改正後：人件費のみならず、消耗品費、光熱水費、賃借料を含む運営経費

このように、改正により補助対象経費の範囲が拡大されたものである。担当課の説明によれば、改正の理由は「事業運営には人件費のみならず消耗品費および光熱水費も必要不可欠な項目であることから、観光協会の運営を支援するため補助対象経費として含める内容に改正した。」とのことであった。

確かに本事業の目的を踏まえると、補助対象経費を人件費に限定する必要は無く、補助金交付要領の改正内容に一定の合理性が認められる。

一方で、那覇市の補助金に関するガイドラインの趣旨を踏まえると、補助金の増額や補助対象経費の範囲拡大については、慎重に判断し、真にやむを得ない事情がある時に限定されるべきである。本事業については、令和２年度においてコロナウイルスの影響による那覇市観光協会の自己収入が減少したという事情等を踏まえると、市からの財政支援の拡大との観点から補助対象経費の範囲はやむを得ないと考えられるものの、補助金交付要領改正前においては、補助対象経費が人件費に限定されていても法人の運営が可能であったという実績が存在するのであるから、観光協会の自己収入が回復した場合には、補助対象経費の範囲を人件費のみとする規定に戻すことを検討すべきである。

また、補助対象経費の範囲を拡大しようとする場合、本来であれば那覇市観光協会がしっかりと成果を上げていることを前提とすべきであるが、９．（１）に記載したとおり、現状、成果指標が設定されていないことにより、那覇市観光協会が実施した事業の成果を正確に測定できない状態である。那覇市観光協会が実施した事業の成果を測定できないにも関わらず、補助対象経費の範囲を拡大してしまっており問題である。

③ 補助金の交付時期

補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施後の実績報告

観光協会運営補助金に係る補助事業実績報告書、補助対象経費に係る領収書等及び市の検査調書を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

＜意見⑤＞補助金交付額の算定根拠が不明確

補助金交付額については、那覇市観光協会から提出される補助対象経費額に基づき算定されている。具体的には、「補助対象経費額－協会自己負担額＝補助金交付額」との算定式により算定されており、金額は以下のとおりであった。

補助対象経費額：36,667,628 円

協会自己負担額：3,667,628 円

補助金交付額：33,000,000 円

この点、市の担当者及び那覇市観光協会担当者に対し、協会自己負担額 3,667 千円について算定根拠を質問したところ、明確な根拠は得られなかった。

協会自己負担額について明確な算定根拠の説明が無く、かつ、補助金交付額が結果的に複数年度に渡って 33,000 千円の金額となっていることを踏まえると、現状、補助金交付額は、「補助対象経費額－協会自己負担額」の算定過程により算定されているのではなく、33,000 千円という金額ありきになっていると言わざるを得ない。

したがって、市は、補助金交付予算額の算定にあたって、補助対象経費額のみならず、協会自己負担額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那覇市観光協会へ指導する必要がある。

⑤ 効果測定

9.（2）①に記載のとおり。

52. 那覇大綱挽保存会補助金

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 観光課

(2) 事業の目的

伝統文化催事である「那覇大綱挽」の保存・継承を図り、那覇大綱挽の実施を支援することにより観光資源として活用し、観光振興・観光誘客を図る。

(3) 事業の内容

「那覇大綱挽」実施に係る経費の一部について、那覇大綱挽の運営主体である一般社団法人那覇大綱挽保存会に対して補助金を給付し、財政支援を行う。

なお、令和2年度は、コロナウイルスの影響で那覇大綱挽まつりが中止となったため、経年劣化していた芯綱の制作作業について、当初3年程度をかけて実施する予定であったものを令和2年度の1年間で、前倒しで実施することになり、当該芯綱制作費に対して補助金を給付した。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

昭和46年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業では、那覇大綱挽保存会に対して、那覇大綱挽実施経費の一部に対し補助金を給付している（補助率は8/10以内）。

財源は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	15,000	18,000	17,000
国庫支出金	—	—	—
県支出金	12,000	12,000	12,000
うち、ソフト交付金	12,000	12,000	12,000
一般財源	3,000	6,000	5,000
その他	—	—	—
予算執行額	15,000	18,000	—
予算執行率	100%	100%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	18,000	芯網製作費の補助

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
「那覇大綱挽」来場者数	272,000 人	(コロナウイルスの影響 により中止)

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

8. に記載のとおり、本事業の成果指標は「那覇大綱挽」来場者数であるが、事業の目的が、那覇大綱挽を観光資源として活用し観光振興・観光誘客を図ることである点を踏まえると、成果指標に一定の合理性が認められる。

なお、令和2年度はコロナウイルスの影響により那覇大綱挽まつりが中止となり、成果指標実績値が集計できなかったが、やむを得ない事情によるものである。

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

９．（１）に記載のとおり、合理的な成果指標が設定されているため、適切に事業の効果を測定することが期待できる。

<意見①>那覇大綱挽の経済効果試算について

ただし、事業の効果検証にあたっては、「那覇大綱挽」来場者数に基づいて検証するに留まらず、「那覇大綱挽」まつりの経済効果を測定し事業の効果測定に利用すると、補助金１円当たりの経済効果金額により事業の効果が測定できるようになり、より適切である。

したがって、「那覇大綱挽」まつりの経済効果を試算することを検討されたい。

なお、令和２年度は、既述のとおり芯綱制作費に対して補助金を給付したため、芯綱が適切に作成されていることを確かめることにより、事業の効果を測定している。

② 改善（A）

令和２年度は、「那覇大綱挽」まつりが実施されなかったため、次年度以降の改善活動に繋がる課題抽出等を行われなかった。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

令和２年度における歳出予算内示書及び那覇大綱挽保存会から入手した見積額積算資料を査閲したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

② 予算の執行

詳細は９．（４）を参照。

（４） 補助金

① 交付目的

１．（２）に記載のとおり。なお、那覇大綱挽保存会補助金交付要綱第３条２項によれば、那覇大綱挽の実施に関する費用のみならず、大綱の制作に関する費用も補助対象経費として認められている。

② 申請、決定、交付の手続

那覇大綱挽保存会補助金に係る補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

③ 補助金の交付時期

補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施後の実績報告

那覇大綱挽保存会補助金に係る補助事業実績報告書、補助対象経費に係る領収書等及び市の検査調書を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

⑤ 効果測定

9. (2) ①に記載のとおり。

(5) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

那覇大綱挽保存会の自主財源確保は従来から問題となっており、寄付金・協賛金の増加やTシャツ販売による売上増も進んでいない。今後も自主財源の確保に努める必要がある。

2. 令和2年度における対応状況

令和2年度は那覇大綱挽まつりが中止になったため、対応状況が確認できなかった。

<意見②> 自主財源の確保

なお、令和2年度の那覇大綱挽保存会の決算書を閲覧したところ、余剰資金は少なく、また、会長からの借入金収入により収支赤字を補填している状況であった。このような状況の中で、自主財源確保のために先行投資を行い新たなTシャツ等の製品を企画・製造することは容易ではないと考えられる。

したがって、寄付金・協賛金の増加させる施策が現実的であろうと考えられる。那覇大綱挽というイベントにおいて、協賛金を支出する企業にとって自社の広告宣伝に繋がる機会が多ければ、協賛金の獲得増加に繋がると考えられるため、イベントを通じてどのように企業の広告宣伝ができるかを検討してみても良いのではないだろうか。

53. 観光まちづくり整備補助事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 観光課

(2) 事業の目的

地元ガイドとのふれあいなどを通して那覇の観光地を紹介する「那覇まちまーい」が、着地型観光メニューとして本市の課題解決の実現に資する事業であるため、実施主体（一般社団法人 那覇市観光協会）が安定して運営を継続させることができるよう支援を行う。

(3) 事業の内容

「那覇まちまーい」の自立化に向けた支援のために、那覇市観光協会に補助金を給付する。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当なし。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力あるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

平成 24 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、那覇市観光協会が実施する「那覇まちまーい」の実施に要する費用を補助するものである。財源は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	17,000	14,400	12,960
国庫支出金	—	—	—
県支出金	10,200	7,200	10,368
うち、ソフト交付金	10,200	7,200	10,368
一般財源	6,800	7,200	2,592
その他	—	—	—
予算執行額	13,687	13,404	—
予算執行率	80.5%	93.1%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	13,404	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
参加者数	8,200 人	2,552 人

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、「那覇まちまーい」の参加者数である。本事業の目的は、那覇市観光協会が安定して運営を継続させることができるよう支援を行うことであり、「那覇まちまーい」の参加者が増えれば、那覇市観光協会の自主財源が増加し自立化に繋がることから、上記成果指標は一定の合理性が認められる。

成果目標 8,200 人の根拠について、担当課によると、『令和元年度の目標値 11,500 人で、実績 9,217 人であったことを踏まえ、令和2年度の当初計画では 11,200 人を目標値としていたが、令和元年 10 月末の首里城火災に伴い、首里城関連コースが中止となることから参加者約 2,900 人（平成 30 年度実績）減少とし、成果目標値を 8,200 人とした』、とのことで

あった。

<意見①>事業内容及び成果指標に改善の余地がある

ただし、本事業の趣旨を踏まえると、最終的には市からの補助金を受給しなくても、那覇市観光協会が自立して「那覇まちまーい」事業が実施できるような状況になることを目指すべきである。そのためには、市は、以下の施策の実行を那覇市観光協会へ提言すべきである。

- ・ 街歩きコースの絞り込み（人気があり、利益が出ると見込まれるコースに絞り込む。）
- ・ 参加料の再検討（市からの補助金を受給しなくても那覇まちまーい事業で利益が生じるようにするために、参加料は幾らに設定すれば良いのか再検討する。）
- ・ 高付加価値で魅力的な街歩き商品の開発
- ・ 那覇まちまーい事業に関する費用の削減

※ なお、那覇市観光協会によれば、高付加価値商品として、外国人向けの街歩き商品（Naha Walking Tours）の開発等を実施しているとのことであったので期待したい。

次に、上記施策を実行した上で、施策の効果を測定するために、那覇市観光協会における「那覇まちまーい事業の事業収入額」及び「補助金収入を除く那覇まちまーい事業の収支額」を成果指標として設定することを検討されたい。

魅力的な街歩き商品を揃えることにより「那覇まちまーい事業の事業収入額」をなるべく高止まりさせつつ、街歩きコースの絞り込み・利益率の高い高付加価値商品の開発・費用削減、等の施策によって「補助金収入を除く那覇まちまーい事業の収支額」が年々増加している状況になっていれば、上記施策の効果が認められるものと考えられる。

そして、最終的に補助金収入を除く収支額が黒字化することを目指すべきである。

【参考】

過年度における「那覇まちまーい事業の事業収入額」及び「補助金収入を除く那覇まちまーい事業の収支額」

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業収入額	18, 129	15, 587	11, 908	6, 921	2, 819
補助金収入を除く収支額	▲25, 530	▲17, 436	▲16, 138	▲13, 682	▲13, 327

※那覇市観光協会 正味財産増減計算書内訳書より

（２） PDCA サイクル

① 効果検証（C）

令和 2 年度に実施された本事業の効果については、令和 2 年度沖縄振興特別推進交付金

事業検証シートにおいて検証されている。

令和２年度の事業実施の取組検証として、まず、「推進上の留意点」として下記の記載がある。

（コロナ禍前の課題）

- ・ 団体客の申し込みが減少傾向にある。
- ・ 旅行者は団体旅行から個人手配へ旅行形態がシフトしているが、周知不足等により集客不足である。

（コロナ禍の課題・要因）

- ・ 新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により修学旅行をはじめとする団体客のキャンセル増加へと繋がり参加者が激減した。
- ・ 旅行者そのものの減少。

また、「改善余地の検証」として、下記の記載がある。

- ・ 修学旅行や MICE 等の観光客を誘客するためにも、団体を扱う旅行会社などとの緊密な情報共有・連携等が必要である。
- ・ 個人手配による旅行者に対して、旅前での「那覇まちま〜い」が選択される認知度向上の取り組みが必要である。
- ・ 感染症拡大防止対策を万全とした催行。
- ・ 新型コロナウイルス感染症収束期、旅行回復期において効果的な周知が必要となる。

参加者が激減した要因として、「周知不足」と「コロナ情勢下での影響」と２点をあげており、上記検証自体に不適切な点はない。

ただし、９．（１）に記載のとおり、今後は「那覇まちま〜い事業の事業収入額」及び「補助金収入を除く那覇まちま〜い事業の収支額」を成果指標に設定した上で成果を測定することを検討されたい。

<意見②>自立化までの目標年数の設定

なお、９．（１）に記載のとおり、最終的には市からの補助金を受給しなくても、那覇市観光協会が自立して「那覇まちま〜い」事業が実施できるような状況になることを目指すべきであり、市は、自立に向けた施策の実行を那覇市観光協会に指導すべきである。本事業は平成２４年度からの継続事業であり令和２年度で９年目ということを踏まえると、今後も補助金を交付し続けるというのではなく、そろそろ自立化に向けて目途を付けるべき時期に来ているため、自立化までの目標年数を定めるべきである。

② 改善（A）

検証シートの「今後の取り組み方針」には、「修学旅行フェアなどの機会を活用し、那覇まちなみをPRする。」「自己の旅行スケジュールでガイド日程を調整できる『たびあわせ』の周知を強化し、個人手配の旅行者に対して利用増進を図る。」「新型コロナウイルス感染症拡大の状況下では、感染動向に応じて市民・県民の利用、県外旅行者の利用、外国人観光客と段階的に利用を促進する。」と記載されている。上記①を踏まえた改善提案として適切である。

さらに、9.（1）に記載のとおり、「那覇まちなみ事業の事業収入額」及び「補助金収入を除く那覇まちなみ事業の収支額」を成果指標に設定した上で、成果を測定し、必要な改善策を実行することを検討されたい。

（3） 予算の積算・執行

① 予算の積算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については「観光まちづくり整備補助金交付要領」及び那覇市観光協会からの予算書に基づき適切に算定されていた。

この点「観光まちづくり整備補助金交付要領」第4条第2項では、補助率は、補助対象経費の「10分の6以内」とされており、これに基づき予算額が算出されていた。しかしながら、令和2年度終盤に、那覇市観光協会から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により県外からの渡航制限やコース催行中止が相次ぎ、今年度の収支が非常に厳しい状況になっていることから、補助率の見直しについて要請があった。市側で、那覇市観光協会が赤字とならない補助率を試算したところ、補助率を「10分の9以内」とする必要があったため、起案により補助率が「10分の9以内」に引き上げられた。なお、補助上限額は予算の範囲内とされた。今回は、コロナ情勢下による一時的な経営悪化のため一時的に補助率を引き上げるものであるから要領改訂ではなく起案により対応していたが、それ自体は不適切とはいえない。

<意見③> コロナ禍における臨機応変な対応

もっとも、今回の要請の一因として、令和2年5月は、まちなみは稼働していない（全コース催行中止）が、事務局スタッフは稼働していたため（予約管理業務、新コース立案及びそれに関する調査、既存コースの見直し、稼働コースの実施踏査、10周年キャンペーンの企画などの業務をしていた。）、収入がないにもかかわらず人件費が発生していた、という点があげられる。スタッフが働いているため、雇用調整助成金も活用できなかった。スタッフが令和2年5月に行っていた業務は急を要するものとはいえず、本来であれば、収入が見込めない月は休業し、雇用調整助成金を活用すべきであったのではないかと。今後、同様の事

態が発生した場合、那覇市観光協会は、収入がない月は休業し雇用調整助成金を活用すべきであり、市是那覇市観光協会に休業するよう指導すべきである。

<意見④>将来的な補助率の引き下げについて

また、今回のようにコロナウイルスの影響というやむを得ない理由により、特別措置として補助率上限を引き上げることには問題は無いが、一方で、那覇市の補助金に関するガイドラインの趣旨を踏まえると、補助金の増額や補助率上限の引上げについては、慎重に判断し、真にやむを得ない事情がある時に限定されるべきであると言える。

したがって、コロナウイルスの影響が収まった際には、起案による特別措置を止め、補助金交付要領における補助率上限を適用すべきである。

② 予算の執行

令和２年度の本事業当初予算が 14,400 千円であったのに対し、予算執行額は 13,404 千円となり、執行率は 93.1%となった。執行残の理由は補助金の交付残である。

(４) 補助金

① 交付目的

前記 1. (２) と同様である。

② 申請、決定、交付の手続

特に問題となる点はなかった。

③ 補助金の交付時期

特に問題となる点はなかった。

④ 事業実施後の実績報告

適切に報告がなされていた。

⑤ 効果測定

前記 9. (２) ① と同様である。

(５) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見 1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

「那覇市の補助金に関するガイドライン」によると、補助率は原則 1/2 を上限とされているが本事業はそれを上回っている。補助率の削減に取り組むとされているが、人件費を安易

に削減することは好ましいことではない。

2. 令和2年度における改善状況

補助金の削減について、那覇市観光協会は、「人件費を始めとする経費削減のため、様々な工夫をしている」と述べていたが、令和2年度はコロナウイルスの流行というイレギュラーな事態が生じたために、補助率が、1/2 どころか、9/10 となっており、まだまだ、改善とは程遠い状況である。

したがって、前述の9.(1)に記載したような那覇まちまーい事業の収支改善施策を検討し、補助金の削減に取り組まれない。

② 意見2

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

平成30年度は参加者が大きく減っている。参加者のアンケート結果を踏まえながら魅力的なプログラムを絶えず創出し、参加者増に努めて頂きたい。

2. 令和2年度における改善状況

経費が減って、収入が増えれば（つまり参加者が増えれば）、事業の自立化に向け前進するが、令和2年度はコロナ禍の影響もあって参加者が激減してしまった。令和元年度の意見内容（魅力あるプログラムの創出）に加え、前記9.(2)のとおり、コロナ情勢前からの周知不足という課題もあることから、引き続き、参加者増に向けて努めて頂きたい。

54. 観光案内所運営補助金

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 観光課

(2) 事業の目的

那覇市観光協会による観光案内所事業を支援し、外国人観光客等への対応強化を図る。

(3) 事業の内容

那覇市観光協会が運営する那覇市観光案内所の運営に係る経費に対して補助金を給付し、財政支援を行う。

また、那覇市観光案内所に隣接している土産物店（ショップなは）の運営に係る経費に対しても補助金を給付している。（那覇市の事業者が企画・開発した菓子等で、土産物として一般的な認知度があまり高くない製品について、観光協会が発掘し土産物店で試験的に販売することにより認知度向上を図るという公益的な事業も実施している。）

補助対象経費の主な費目は、人件費や消耗品費となっている。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 30 国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）

那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

平成 25 年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

本事業では、那覇市観光協会が実施する観光案内所運営事業及び土産物店運営事業に関する経費の一部に対し補助金を給付している（補助率は 8/10 以内）。

財源は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	30,000	30,000	27,000
国庫支出金	—	—	—
県支出金	24,000	24,000	21,600
うち、ソフト交付金	24,000	24,000	21,600
一般財源	6,000	6,000	5,400
その他	—	—	—
予算執行額	30,000	30,000	—
予算執行率	100%	100%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	30,000	観光案内所事業及び土産物店運営事業に対する補助

8. 事業の成果指標

(活動指標)

指標	目標値	実績値
英語、中国語、韓国語での観光案内の実施に必要なスタッフを配置する	実施する	実施した
アンケートの実施等により利用者の満足度及びニーズを把握し、サービスの更なる充実に努め、本市の観光イメージのアップ及び観光誘客を図る	実施する	実施した

(成果指標)

指標	目標値	実績値
観光案内所を訪れた外国人観光客へのアンケートによる満足度（利便性に関するアンケート）	80%以上	98%

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

8. に記載のとおり、本事業の成果指標が観光案内所を訪れた外国人観光客へのアンケートによる満足度であるが、事業の目的が観光案内所事業を支援し、外国人観光客等への対応強化を図ることである点を踏まえると、一定の合理性が認められる。

しかしながら、成果指標に関して以下の事項が発見された。

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の目的を踏まえると、既述のとおり、観光案内所を訪れた外国人観光客へのアンケートによる満足度を成果指標とすることは一定の合理性が認められる。

一方で、那覇市観光案内所は多数の日本人観光客からも利用されており、利用者数で言えば日本人観光客の方が外国人観光客よりも多い状況である。

【那覇市観光案内所の利用者数】

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者総数	96,949	100,013	96,727	86,891	30,149
うち、外国人	16,115	16,865	13,720	10,789	283
うち、日本人	80,834	83,148	83,007	76,102	29,866

したがって、事業全体の効果を適切に測定するためには、外国人観光客の満足度だけでは不十分であり、日本人観光客の満足度についても成果指標に加えるべきである。

<意見②>成果指標に改善の余地がある

観光案内所運営事業において、来所者数という指標は、事業実態を把握するために重要な指標であると考えられるが、本事業では、観光案内所来所者数を成果指標としても活動指標としても設定していない。

この点、那覇市観光協会に質問したところ、「観光協会では観光案内所来所者数を必ずしも重視していない。観光協会のホームページ内容の充実等で旅行前に十分な情報が提供されれば、旅行時に観光案内所に来所する必要性が無いからである。」との回答であった。

確かに、観光協会側の説明は一理あるが、そうであるならば、「観光案内所への来所者数」に加えて、「那覇市観光協会ホームページへのアクセス数」や「観光協会への電話やメールによる旅行者からの相談数」についても活動指標又は成果指標に設定することを検討すべきである。

観光案内所事業の予算額(市にとっては補助金交付予算額)は同事業の事業規模を考慮しなければ適切な金額を算定することは難しいが、同事業の事業規模を測定するためには、

「観光案内所への来所者数」、「那覇市観光協会ホームページへのアクセス数」、「観光協会への電話やメールによる旅行者からの相談数」という指標が適切なのである。

このように、本事業に係る適切な予算額算定という観点からも、これらの指標を活動指標又は成果指標に設定することを検討すべきである。

<意見③>成果指標が設定されていない

土産物店運営事業について、成果指標が設定されていない。適切な成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、事業目的や事業内容に合致した成果指標を設定する必要がある。

例えば、「土産物店における売上高・利益額」を成果指標とすることが考えられる。また、観光協会が運営する土産物店では、那覇市の事業者が企画・開発した菓子等で、土産物として一般的な認知度があまり高くない製品について、観光協会が発掘し土産物店で試験的に販売することにより認知度向上を図るという公益的な事業も一部実施しているため、「観光協会が発掘した製品の件数及び店舗での売上高」についても成果指標に加えることが考えられる。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

9. (1) に記載のとおり、現状の成果指標は、事業全体のうち一部に関連するものであるため、事業全体の効果が適切に評価されているとは言い難い。

② 改善 (A)

9. (1) に記載のとおり、現状の成果指標は、事業全体のうち一部に関連するものであるため、事業全体の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。

<意見④>コロナ禍における事業内容の修正

また、令和2年度はコロナウイルスが社会に大きな影響を与えたが、このように事業環境が大きく変化した場合、事業を単に当初計画どおりに実施するのではなく、変化後の事業環境を鑑み、事業内容を適時に修正することが必要である。

この点、本事業においては、緊急事態宣言期間等において、時短営業に切り替えた対応を行っていたものの、基本的には観光案内所を開業していた。

しかしながら、緊急事態宣言中は県民への不要不急の外出自粛や県外から沖縄県への渡航自粛が求められていたことを踏まえると、観光案内所を営業してしまうと観光客等の呼び込みにも繋がってしまうため、観光案内所を営業すること自体について、より慎重な意思

決定を行うべきであったとも考えられ、結果論にはなるが、観光案内所を閉鎖するという意思決定もあり得たと考える。その上で、観光案内所閉鎖期間は、以下のような対応を取っていれば、補助金の無駄は生じなかったと考えられる。

- ・ 職員を休業させた上で雇用調整助成金を受給することで、補助金支給額を圧縮する。
- ・ 他の事業で人的リソースが必要な場合に、観光案内所業務に従事している職員について、一時的に他の事業の業務を実施してもらう。
- ・ 観光案内所業務に従事している職員に、コロナ禍後に向けた観光案内所運営上の課題抽出や改善施策案を検討してもらう。

今後も、事業環境が大きく変化した場合には、変化後の事業環境を鑑み、事業内容を適時に修正していく対応力が求められる。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

＜意見⑤＞予算積算の根拠が不明確

補助金交付予算額については、那覇市観光協会から提出される補助対象経費予算額に基づき算定されている。具体的には、「補助対象経費予算額－収入予算額＝補助金交付予算額」との算定式により算定されており、詳細は以下のとおりであった。

【補助対象経費予算額】

(単位：円)

観光案内所運営事業	36,280,000
観光案内所物販販売事業	5,013,000
土産物店運営事業	16,254,000
計	57,547,000

【収入予算額】

(単位：円)

観光案内所物販販売事業	9,168,000
土産物店運営事業	16,320,000
観光協会一般財源	2,059,000
計	27,547,000

【補助金交付予算額】

$$57,547,000 - 27,547,000 = 30,000,000 \text{ 円}$$

この点、那覇市観光協会担当者に対し、収入予算額のうち観光協会一般財源 2,059 千円について算定根拠を質問したところ、前期の実績に基づき算定されたとの回答を得たが、具体

的な実際数値に基づく算定過程の回答は得られなかった。

観光協会一般財源予定額について前期の実際数値に基づく算定過程の説明が無く、かつ、補助金交付額が結果的に複数年度に渡って 30,000 千円の金額となっていることを踏まえると、現状、補助金交付予算額は、「補助対象経費額－収入額」の算定過程により算定されているのではなく、30,000 千円という金額ありきになっていると言わざるを得ない。

したがって、市は、補助金交付予算額の算定にあたって、補助対象経費予算額のみならず、観光協会一般財源予定額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那覇市観光協会へ指導する必要がある。

観光協会一般財源は、那覇市観光協会における他の事業で生じる利益額が財源になるため、観光協会全体の収支予算及び事業別の収支予算に基づき算定されることになると思われる。

② 予算の執行

詳細は 9. (4) を参照。

(4) 補助金

① 交付目的

1. (2) に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続

観光協会運営補助金那覇係る補助金交付要綱、補助金交付要領、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<指摘①>補助率が補助金交付要綱に定める上限を超えてしまっている

監査実施時（令和 3 年 11 月）においては、観光案内所運営補助金交付要領第 4 条で補助率が 60%以内と規定されていた。

しかしながら、令和 2 年度における補助率の実績は 68.7%（※）と補助金交付要綱で規定されている上限率を超えてしまっていた。

（※）補助金交付額：30,000,000 円÷補助対象経費：43,671,176 円＝68.7%

この理由について、担当課に質問したところ、「コロナウイルスの影響により観光協会の収支状況が悪化し、本事業においても想定していた収入が確保できなかったことから、交付要領の補助率を引き上げる方向で検討していたが、実際に交付要領を改訂する手続を失念していた。」とのことであった。

補助率上限を一時的に引き上げることはやむを得ない理由によるものと考えられるが、

補助金交付要領の改訂手続が実施されておらず、現状では、結果的に補助金交付要領にそぐわない補助金給付となってしまうていた。

また、補助率という補助金算定上基本となる要素について、補助金交付要領にそぐわない補助金額が申請されたにも関わらず、市の検査において何らの指摘もなされず、申請額をそのまま補助金として交付してしまっており、補助金の検査手続が適切に実施されているとは言い難い状況であった。

なお、市は令和3年11月26日付けで、令和2年度及び令和3年度中に交付する補助金について補助率の上限を8/10とする内容で補助金交付要綱を改正しており、現在では適切に対応済みである。

③ 補助金の交付時期

補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施後の実績報告

観光協会運営補助金に係る補助事業実績報告書、補助対象経費に係る領収書等及び市の検査調書を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<意見⑥>補助金交付額の算定根拠が不明確

補助金交付額については、那覇市観光協会から提出される補助対象経費額に基づき算定されている。具体的には、「補助対象経費額－収入額＝補助金交付額」との算定式により算定されており、詳細は以下のとおりであった。

【補助対象経費額】

(単位：円)

観光案内所運営事業	34,344,994
観光案内所物販販売事業	1,033,793
土産物店運営事業	8,292,389
計	43,671,176

【収入額】

(単位：円)

観光案内所物販販売事業	1,867,596
土産物店運営事業	4,722,771
観光協会一般財源	7,080,809
計	13,671,176

【補助金交付額】

43,671,176－13,671,176＝30,000,000 円

この点、那覇市観光協会担当者に対し、収入額のうち観光協会一般財源 7,080 千円について算定根拠を質問したところ、明確な根拠は得られなかった。

観光協会一般財源額について明確な算定根拠の説明が無く、かつ、補助金交付額が結果的に複数年度に渡って 30,000 千円の金額となっていることを踏まえると、現状、補助金交付額は、「補助対象経費予算額－収入予算額」の算定過程により算定されているのではなく、30,000 千円という金額ありきになっていると言わざるを得ない。

したがって、市は、補助金交付額の算定にあたって、補助対象経費額のみならず、観光協会一般財源額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那覇市観光協会へ指導する必要がある。

観光協会一般財源は、那覇市観光協会における他の事業で生じた利益額が財源になると考えられるため、観光協会全体の正味財産増減計算書及び事業別の正味財産増減計算書内訳表に基づき算定されることになると考えられる。

⑤ 効果測定

9. (2) ①に記載のとおり。

(5) 土産物店運営事業への補助金交付

<意見⑦>土産物店の黒字化について

1. (3)に記載したとおり、本事業では、那覇市観光案内所に隣接している土産物店（ショップなは）の運営に係る経費に対しても補助金を給付している。

那覇市の補助金に関するガイドラインによれば、補助金給付の要件の一つに公益性を有していることが挙げられている。この点、担当課及び観光協会に対して、土産物店運営事業における公益性の有無について質問したところ、「観光協会が運営する土産物店では、那覇市の事業者が企画・開発した菓子等で、土産物として一般的な認知度があまり高くない製品について、観光協会が発掘し土産物店で試験的に販売することにより認知度向上を図るという公益的な事業も実施している。」との回答を得た。

この回答は確かに納得できる点もあるが、一方で、土産物店内で販売されている製品を実際に見てみると、試験的に販売されている那覇市事業者が企画・開発した製品もあるものの、他の民間の土産物店で販売されているような製品も多く取り扱われていたため、土産物店運営業務の中で一部分については公益性が認められる、というのが実態であった。

したがって、土産物店運営経費の全てが本事業の補助対象経費となっている点については、那覇市の補助金に関するガイドラインの趣旨に照らして考えると疑問と言わざるを得ない。

次に、土産物店運営において近年赤字が継続している点が、この問題を大きくしている。本事業の補助金給付額は「補助対象経費－収入額」で算定されるため、仮に土産物店の収支が黒字である場合、結果として土産物店運営業務には補助金は給付されず、むしろ、土産物店運営により生じた黒字を観光案内所運営業務の費用補填に充てられるため、本事業に係る補助金給付額を圧縮できることとなり、何ら問題は生じない。

しかしながら、土産物店の収支が赤字である場合、当該赤字を補填するために本事業の補助金が給付されることになってしまうが、土産物店運営業務の全てに公益性が認められる訳ではないにも関わらず、土産物店運営業務の赤字を補填するために補助金を給付することには疑問であると言わざるを得ない。

近年、土産物店の収支は赤字が継続しており、その赤字を補助金で補填するという状況が続いてしまっている。このような状況を将来に渡って継続することは問題であると言わざるを得ない。したがって、市は、観光協会に対し、土産物店の収支黒字化について期限を設けて取り組んでもらい、仮に期限までに黒字化が実現できなければ土産物店運営業務の規模縮小や廃止を含めて検討することを指導すべきである。

なお、土産物店の過去5年間の収支状況は以下のとおりであり、コロナ禍前から赤字の状況が継続しており、かつ、収入は年々減少傾向にあることがわかる。

【土産物店の収支状況】

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	17, 093	15, 660	14, 659	12, 963	5, 350
支出	19, 601	16, 119	15, 808	12, 972	9, 419
収支	▲2, 507	▲459	▲1, 149	▲8	▲4, 069

※観光協会作成の正味財産増減計算書内訳書より

また、土産物店が入居している「那覇市ぶんかテンブス館」1階部分の区分スペースについては、那覇市が所有者となっているが、市は観光協会から賃料を受け取っておらず、観光協会が無償で使用している。したがって、観光協会が運営する土産物店は、店舗の賃料が費用として発生していないにもかかわらず赤字が継続している状況である。民間の土産物店では店舗の賃料を支払った上で黒字化しているであろうことを踏まえると、観光協会が運営する土産物店の経営状況は上記の数値以上に厳しく、通常の営利事業としては全く成立していないものと認識すべきである。

市及び観光協会は、このような厳しい現状をしっかりと認識した上で、抜本的な改善策を施し全力で土産物店の黒字化に取り組むことで、黒字化を実現することを期待している。

<意見⑧>

(6) 沖縄県が運営する観光案内所との協業

平成 30 年に、沖縄県が運営する観光案内所（沖縄観光情報センター）が旭橋に開設された。牧志にある那覇市観光協会が運営する観光案内所からの直線距離は 1.3km 程度である。

沖縄県の観光案内所と那覇市観光協会が運営する観光案内所は、前者が沖縄県全域の観光案内が中心であるのに対し、後者が那覇市の観光案内が中心であるという点で役割が異なっている。しかしながら、那覇市観光協会の観光案内所においても、来所者の希望があれば可能な限り県全域の観光案内を実施しているとのことであり、また、那覇市以外の地域の観光パンフレットも置かれており、両者の役割分担が明確に線引きされているわけではない。

また、9.(1)に記載のとおり、那覇市観光協会の観光案内所の来所者数は平成 30 年から減少し始めており、市の担当課によれば、平成 30 年に沖縄県の観光案内所が開業し、そちらに利用者が流れたのではないかと分析していた。このように、那覇市観光協会の観光案内所と沖縄県の観光案内所は、競合する関係にあるとも言える。

このような状況を踏まえ、市及び那覇市観光協会は、沖縄県を含めた 3 者で、2つの観光案内所の役割分担を検討するとともに、2つの観光案内所における業務の一元化や窓口業務担当者の相互派遣等、費用削減に繋がる施策の有無を検討いただきたい。

さらに、2つの観光案内所間で情報交換を行ったり、閑散期に合同で勉強会を実施する等し、お互いに協力し、切磋琢磨することができれば、両者の観光案内所の質が向上し、来所した観光客の満足度も向上するのではないかと。

以上のように、市は、那覇市観光協会及び県と共に、2つの観光案内所の効果的かつ効率的な協業について取り組むことを検討されたい。

55. 小口資金融資事業

1. 事業の概要

(1) 担当部課

経済観光部 商工農水課

(2) 事業の目的

市・銀行・信用保証協会の三者が協力し、資金調達能力や担保力の乏しい中小企業者の事業資金の融資円滑化を図ることにより、中小企業者の保護及び振興育成に寄与することを目的とする。

(3) 事業の内容

(ア) 融資

市が銀行に原資を預託し、その原資に銀行の手元資金を加えた上で中小企業者へ融資を実行する。また、本融資の場合、沖縄県信用保証協会が保証人となる。

※ 貸付金の種類は一般小口融資と特別小口融資があり、申込要件が異なっている。

(イ) 返済（銀行から市への償還）

融資実行された原資については、7年かけて銀行から市へ償還される。

(ウ) 返済不能

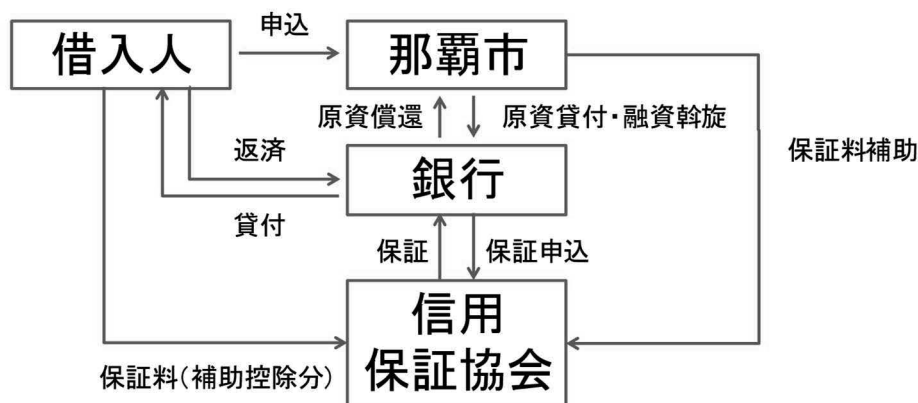
中小企業者が事故により返済不能に陥った際の銀行負担割合であるが、一般小口融資が2割、特別小口融資がゼロ、となる。

その上で、沖縄県信用保証協会が代位弁済を行い、代位弁済額のうち2割について、市が信用保証協会へ保証金を支払う。

なお、令和2年度は、より条件の良いコロナ関連制度融資により事業者の資金借入需要が満たされたことから、本事業の新規融資実績は0件となった。

【事業スキーム図】

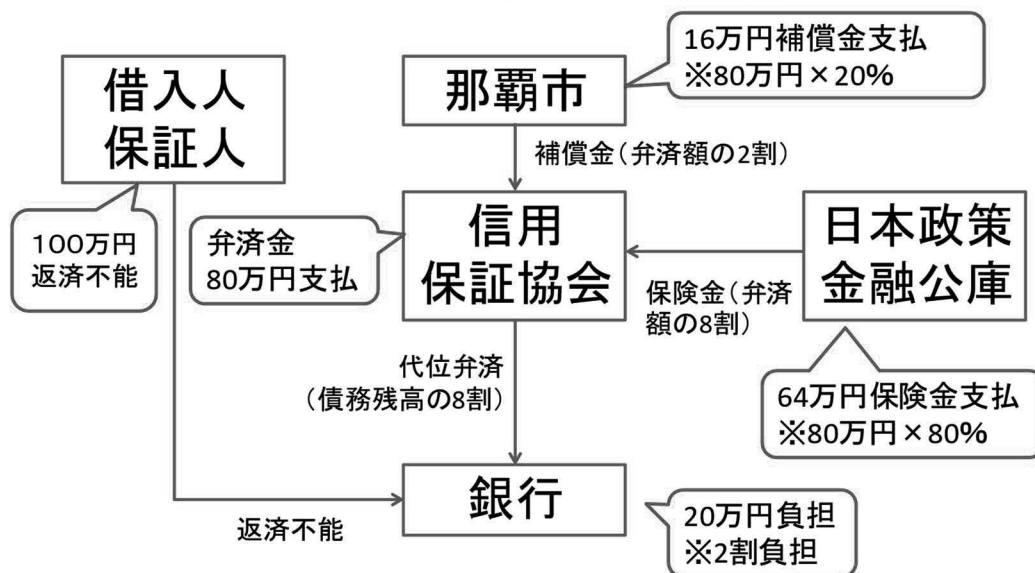
1. 融資実行、返済(償還)



※融資の審査は銀行・保証協会が行う。(那覇市は書類の受付確認のみである)

例: 100万円銀行に預託したとき、総貸付限度額は10倍の1000万円となる。
 当年度中に銀行が700万円融資した場合、融資額の原資にあたる70万円は引き続き預託金として銀行に残し、30万円は市へ原資償還する。
 銀行へ残した預託金70万円は、毎年10万円ずつ7年かけて償還していく。

2-1. 返済不能(一般小口融資)



※一般小口融資の場合、代位弁済額は債務残高の8割(2割は銀行が負担)
 特別小口融資の場合、代位弁済額は債務残高の10割

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 33 商工業が発展するまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

該当無し。

5. 事業実施期間

昭和 52 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

市単独事業である。

財源は市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	(参考) 令和 3 年度
予算額	27,014	23,888	24,655
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	27,013	23,841	24,655
その他	—	—	—
予算執行額	27,013	23,841	—
予算執行率	100.0%	99.8%	—

(2) 令和 2 年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節 (予算科目)	金額	主な内容
需用費	3	パンフレット用紙代
負担金、補助金及び	245	信用保証協会への保証料補助

交付金		
貸付金	23,055	銀行への貸付金原資の拠出
保証、補填及び賠償金	537	代位弁済後に信用保証協会へ支払う補償金

8. 事業の成果指標

数値目標は設定されていない。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、そもそも設定されていない。

一般的には、効果的かつ効率的に事業を実施するためには、適切な成果指標を設定し、事業の効果を測定することが必要である。しかしながら、本事業の融資は市内の中小事業者に対するセーフティーネットとしての位置付けであるため、単純に融資件数や融資金額を成果目標に設定し、その達成度により事業の効果を測定する性質の事業ではない。

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

1.(3)に記載のとおり、本事業の令和2年度における新規融資実績は0件となったが、より条件の良いコロナ関連制度融資により事業者の資金借入需要が満たされたことが原因であり、やむを得ない。

② 改善 (A)

<意見①>低迷する融資実績への対応策について

平成29年度以降の融資実施状況は、以下のとおり、融資割合が低迷している。

(金額単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A：市が拠出する原資	25,000	25,000	25,000	23,055
B：融資枠 (A×10)	250,000	250,000	250,000	230,550
C：融資実行額	28,900	30,000	16,900	0
D：融資割合 (C÷B) (%)	11.6%	12.0%	6.8%	0.0%

令和2年度は、既述のとおり、より条件の良いコロナ関連融資が存在したことが原因で融資割合が0%となったものであるが、平成29年度～令和元年度の時点で既に融資割合は低迷していた。近年の融資割合低迷の理由について、市担当者に質問したところ、県が実施している類似の融資制度について、近年メニュー数の増加や融資上限の引上げ等、利用者にと

って有利や条件へ内容が改正されており、県が実施する制度融資の利用が進んでいる影響とのことであった。

このような状況及び原因分析を踏まえ、市では本事業の融資利用件数を増加させるべく、融資申込場所の拡充、融資上限額の引上げ、融資条件（融資希望者の業歴）の緩和等を検討しているとのことであるが、平成 29 年度から数えると融資割合が低迷して既に 4 年以上経過しているため、早急に対応されたい。

なお、市は本事業の融資利用件数を増加させる施策を検討しているが、仮に県の制度融資により市内事業者のセーフティーネット融資による借入需要が満たされているのであれば、あえて市の制度融資の件数を拡充する必要は無いとも言えるため、市の経済状況や銀行・商工会議所からの関連情報等を勘案し、市内におけるセーフティーネット融資による借入需要量を見極めた上で、必要と判断した場合にのみ本事業の融資利用件数を増加させる施策を実行すべきである。

（３） 予算の積算・執行

① 予算の積算

令和 2 年度における歳出予算内示書及び関連資料を査閲したところ、特段指摘すべき点は発見されなかった。

② 予算の執行

関連資料を査閲した結果、特段指摘すべき点は発見されなかった。

（４） 契約書の記載内容

<意見②>誤解を与えかねない契約書上の文言について

9.（１）に記載のとおり、本事業の融資は市内の中小事業者に対するセーフティーネットとしての位置付けであるため、単純に融資件数や融資金額を成果目標に設定し、その達成度により事業の成果を測定する性質の事業ではない。

一方、市と金融機関との間で締結される「那覇市小口資金融資の予約に関する契約書」において融資目標額が記載されており、目標額は市からの預託金の 10 倍の金額に設定されており、前述した本事業の性質と整合しない契約内容となっている。

この点、担当課に質問したところ、「契約書における融資目標額は、預託額に協調倍率（10 倍）を乗じることにより算定しているが、あくまでも融資可能な範囲（上限額）と捉えている。本事業は収益目的ではなく、資金を必要とする事業者に行き渡るようにという意味合いで金融機関との契約書に記載しており、金融機関への目標達成を求めているわけではない」とのことであった。

そうであるならば、誤解を避けるために、契約書の文言について、「融資目標額」とするのではなく、「融資上限額」に改めるべきである。

（５） 貸倒損失の把握

＜意見③＞貸倒損失の継続的な把握

本事業の融資はセーフティーネット融資であるとはいえ、市民の税金を財源としていることを踏まえると過度に貸倒損失が拡大する状況は避けるべきである。（市における貸倒とは、融資先事業者が返済不能に陥った際に信用保証協会が行った代位弁済に対する損失補償金が該当する。）

したがって、一定水準以上の貸倒損失や貸倒損失率が生じた場合には、その要因を分析し、融資した銀行とも情報共有の上で、次回以降の融資判断に役立てる、という業務フローの導入を検討されたい。

(参考資料)

那覇市の補助金に関するガイドライン(第2版)

那 覇 市

平成26年7月

目 次

1 はじめに	1
2 補助の根拠と課題	2
(1) 補助金の根拠	2
(2) 補助金の課題	2
3 補助金の交付・見直し基準	3
(1) 基本的な視点	3
(2) 財政的な視点	4
4 補助金の性質別分類ごとの交付・見直し基準	7
(1) 補助金の性質別分類	7
(2) 性質別分類ごとの交付基準	7
5 補助金の適正化	11
(1) 適正化のイメージ	11
(2) 見直しの方向性	12
6 その他	13

様式

補助金適正化チェックシート(No. 1)

補助金適正化チェックシート(No. 2)

このガイドラインは、法令等に定めがあるもののほか、本市の補助金について必要な事項を定めるものとする。

1 はじめに

補助金は、行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効的な手段となってきた。

補助金は、性質によって義務的な補助と任意的な補助に大別されるが、本市の補助金事業の 95%が任意的な補助である実態からも明らかなように、補助金事業は自由度が高いことが特徴であり、市民への説明責任、補助金の公益性及び公平性を保つためにも、常に適正化に努めることが必要である。

本市においては、平成 16 年に策定した「補助金等に関する基本指針」に基づき、適正な交付と見直しを進めてきたところである。しかしながら、補助導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止等の抜本的な見直しが行われることなく補助が長期化するものや、補助対象経費に対する補助率が高どまりして、補助金への依存度が高まり、補助団体の自立に向けた取組の遅滞を招くなどのケースが散見される状況である。

補助金については、その主要な財源が市民の税金であり、本市における厳しい財政状況の中、全市的な事務事業の見直しを進める中においても、「選択と集中」の視点から、これまで以上に徹底した見直しを進める必要がある。

この度、新たにガイドラインを策定し、補助とは、あくまで自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの「支援」であるという考え方を明確にして、補助金の適正化を強く推し進めていく。

具体的には、ガイドラインの実効性を確保するため、補助金にかかる必要性や公益性などについて、評価ツールとしての「補助金適正化チェックシート」を設定する。ガイドラインに基づき作成した評価ツールを活用して検証を行うことで、廃止、削減、改善等の見直しの方向性を定め、PDCAサイクルを活用し補助金の適正化を図っていくものとする。

2 補助の根拠と課題

(1) 補助金の根拠

補助金は、地方自治法に基づき、地方公共団体が「公益上必要がある」と認めた場合において、支出するものである。「公益上必要がある」か否かは、個々の事例に即して認定するが、補助の目的・内容については、客観的に公益上必要であると認められるものでなければならない。

【地方自治法(抜粋)】

第 232 条の 2 (寄附又は補助)

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(関連法規)

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
- ・那覇市補助金等交付規則(財政課)

(2) 補助金の課題

補助金の効果的な活用は、地域活性化や産業振興などの公共の課題解決のための有効な手段となるが、補助の長期化・既得権化や、補助金への過度の依存が交付団体の自立を阻害する等の課題がある。補助金の原資は、市民等から徴収された貴重な税金で賄われていることから、補助金の交付にあたっては、公益性の高さだけでなく、公平性や有効性等についても十分考慮する必要がある。

こうしたことから、補助金制度の今後のあるべき姿として、「公益性が高い、市民のニーズに応える事業に対する補助金制度」の構築を目指し、以下の観点を常に持って適宜見直しを行うことが必要である。

- ①既存の補助金について検証し、公共の課題解決のための有効な手段として時代に合わせたスキル等による見直しを進めていく。
- ②補助団体の自立に資する方向性を見極め、推進していく。

3 補助金の交付・見直し基準

補助金の交付にあたっては、補助の必要性、公益性等の基本的な視点及び補助率の適正性等の財政的な視点からの検証が、継続して行われる必要がある。

現行の補助金について、以下の視点でゼロベースから検証を行い、補助金の適正化を図ることとする。

(1) 基本的な視点

交付基準		チェック項目
1	必要性	①事業の目的・内容が時代に即した市民ニーズに込えていること。 ②市民協働の観点から真に補助すべき内容であること。 ③恒常的に交付している補助金については、同一事業(団体)へ継続して支援する必要性、合理性があること。
2	公益性	①補助の効果が広く市民に浸透し、特定の者の利益とならないこと。 ②補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められるものであり、行政が関与すべき範囲を超えていないこと。 ③採算性等により民間事業者では実施されない事業であること。
3	有効性	①補助金額に見合う効果が十分に期待できるものであること。 また、今後も効果の向上が期待できるものであること。 ②補助によることが施策目的の実現にとって最適の手法であること。 ※行政が事業主体として行うべき事業については、補助金ではなく、他の経費への転換を検討すること。 ③内容の似た補助制度、同一事業(団体)への重複補助がある場合は、事業の整理統合、デマケ(区分け)をしっかりと行うこと。
4	公平性	①他の団体等との間で公平性が保たれていること。 ※交付期間が長期で固定化・既得権化しているおそれがないか検証すること。 ②交付先は適正、公平に決定されていること。 ※公平性の観点から、真に公募に馴染まない場合を除き、公募制の導入を検討する。非公募で特定団体に対して補助を行う場合、補助事業課は当該団体への補助の必要性、合理性を十分説明できること。

(2) 財政的な視点

交付基準	チェック項目
1	会計処理 ①交付先団体等における補助金の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。 ※補助金の支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切なものは、不正支出等を防止し、透明性を確保する観点から是正処置を求めること。 ②交付先団体等が直接国・県補助事業に取り組むなど、交付先団体自らの収入財源確保に努めるよう促すこと。また、自立を促すため、直接的な財政支援から人的支援、制度支援など他のスキームによる支援への転換を図っていくこと。 ③真に支援を必要とする補助団体に対するものであること。 ※補助金額を上回って翌年度への繰越金等が発生している団体への補助については、繰越内容も確認しながら、補助の必要性や補助金額の検討を行うこと。 ※本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討すること。 ④再補助がある場合は、その基準及びチェックシステムを、効率性などメリット・デメリットを明らかにした上で確立すること。 ※交付先からさらに再補助を行っている場合は、直接補助へ切り替えられないか、事務負担軽減等のメリット・デメリットを考慮のうえ個別に判断すること。
2	補助金の対象 ①補助対象経費と補助対象外経費の区分、補助金額の積算根拠(算定基準)を明確にし、補助金交付要綱等に明記すること。 ②客観的に公益上必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とすること。 交際費、慶弔費、飲食費、その他補助することが適当でないと認められる経費 ③団体運営費については、補助金の対象として適切ではないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ること。

3	補助率等	①補助金額・補助率は、客観的に見て妥当性があること。 ※成果・実績が不十分な補助については、補助のあり方も含めて見直しを検討すること。 ②補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は、原則として補助対象経費の1／2を上限とすること。 ※補助率を定めない一定額の補助（予算の範囲など）は行わない。 ※補助金への依存度が高いケースについては、見直しを図ること。 ただし、市長が政策的に必要と認める場合は、個別に補助率及び補助の限度額を設定するものとする。その場合においても、補助率1／2を超える補助を行う場合については、その妥当性が十分説明できるようにすること。 ※前年踏襲ではなく、最少の経費で最大の効果をあげるため、最も有効な補助率の設定に留意すること。 ③国や県との協調事業補助において、市が上乗せ補助を行う場合は、合理的な理由、政策上の必要性などを明確にすること。 ④補助金額 10 万円未満の少額補助金については、補助継続の必要性があるか検証すること。
4	補助の終期	①任意的な補助事業について、原則として3年以内の終期とし、その廃止等について検討すること。なお、実施計画の策定作業を通して毎年度すべての補助事業の検証を行うこと。 ※終期の到来は補助事業の自動的な終了を意味するものではなく、補助効果を検証した上で継続の適否をゼロベースから見直す機会とする。 ②国や県との協調事業補助については、原則として制度終了時期を終期とし、制度が終了した時点で廃止することを基本とすること。

5	補助の新設	①補助金の新設は、真にやむを得ないものに限ること。新規・拡充の際には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するため、他の補助金との統合や、現補助金の廃止・削減を行うこと。 ②補助金の新設は、原則として事業費に対する補助金とすること。 ※団体運営費補助は原則として認めない。 ③補助金の新設については、制度開始3年以内の終期到来時に廃止を見据えた見直しを行うなど、補助金交付要綱に終期設定年度を明記すること。
6	補助金の交付・返還	①那覇市補助金等交付規則第 15 条に基づき、補助金額確定後（補助事業終了後）に補助金を交付することを基本とすること。 ②事前に概算交付した場合は、所管課長は、補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、速やかに精算を行い、期限を定めて、剰余金の返還を命じること。
7	補助の透明性	①補助金の執行について、補助の透明性を確保するため、情報公開について検討すること。 ※各課窓口での情報公開、交付先団体のホームページにおける活動報告等を検討すること。

4 補助金の性質別分類ごとの交付・見直し基準

補助金は、補助対象や内容により性質が異なるため、性質別に分類した上で、その分類ごとに交付基準を定め、補助金の適正化を図ることとする。

(1) 補助金の性質別分類

補助金の性質別分類		
義務的な補助	運営費・事業費補助	① 義務的な補助
任意的な補助	運営費補助	② 団体運営費補助
	事業費補助	③ イベント・大会補助
		④ 利子補給補助
		⑤ 建設事業補助
		⑥ その他事業費補助

(2) 性質別分類ごとの交付基準

分類	分類別基準	
① 義務的な補助	定義	・法令や条例の定めにより、公益性の高い特定事業や活動を奨励又は育成するため、市の負担が義務づけられているもの ・債務負担行為の設定など、支出の意思決定が行われているもの
	交付基準	1) 法令や条例の定めにより交付する。 ※法令や条例の定めにより、一定の補助割合や補助額が定められている場合、本市の裁量の余地がないため、法令等の改廃に応じた見直しを行うものとする。

分類	分類別基準	
② 団体運営費補助	定義	・市が公益上必要と認める団体に対して、その団体の設立・自立を支援するために、運営費に対して補助するもの
	交付基準	1) 公共福祉の向上や地域経済の活性化に寄与するなど、特に公益性や地域特性等、団体の役割が明確に認められるものであること。 ※行政の代行的な役割が薄れているものは、補助目的・使途の明確化を図るため、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で検討する。 2) 団体が行う事業が、本来市が主体となつて行うべき行政の代替としての性質を有している場合については、補助金としての支出が適当であるか検証する。 ※団体が行っている特定の事業に着目して委託事業等へ切り替えることを検討する。 3) 会費徴収等自主財源の確保や効率的な運営を行う努力が十分になされているか検証し、必要であれば団体の自立を促すため、団体の運営に対し、事業効果の向上に努力するよう指導、助言を行うこと。 4) 団体の自立性について検証し、補助金がなくても運営できる団体等に対する補助は廃止の方向で見直しを行う。 ※繰越金が生じている団体、内部留保資金が有る団体については、団体の収支状況により支出の適否に十分留意すること。 5) 団体運営のための人件費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限り、補助対象経費として認める。

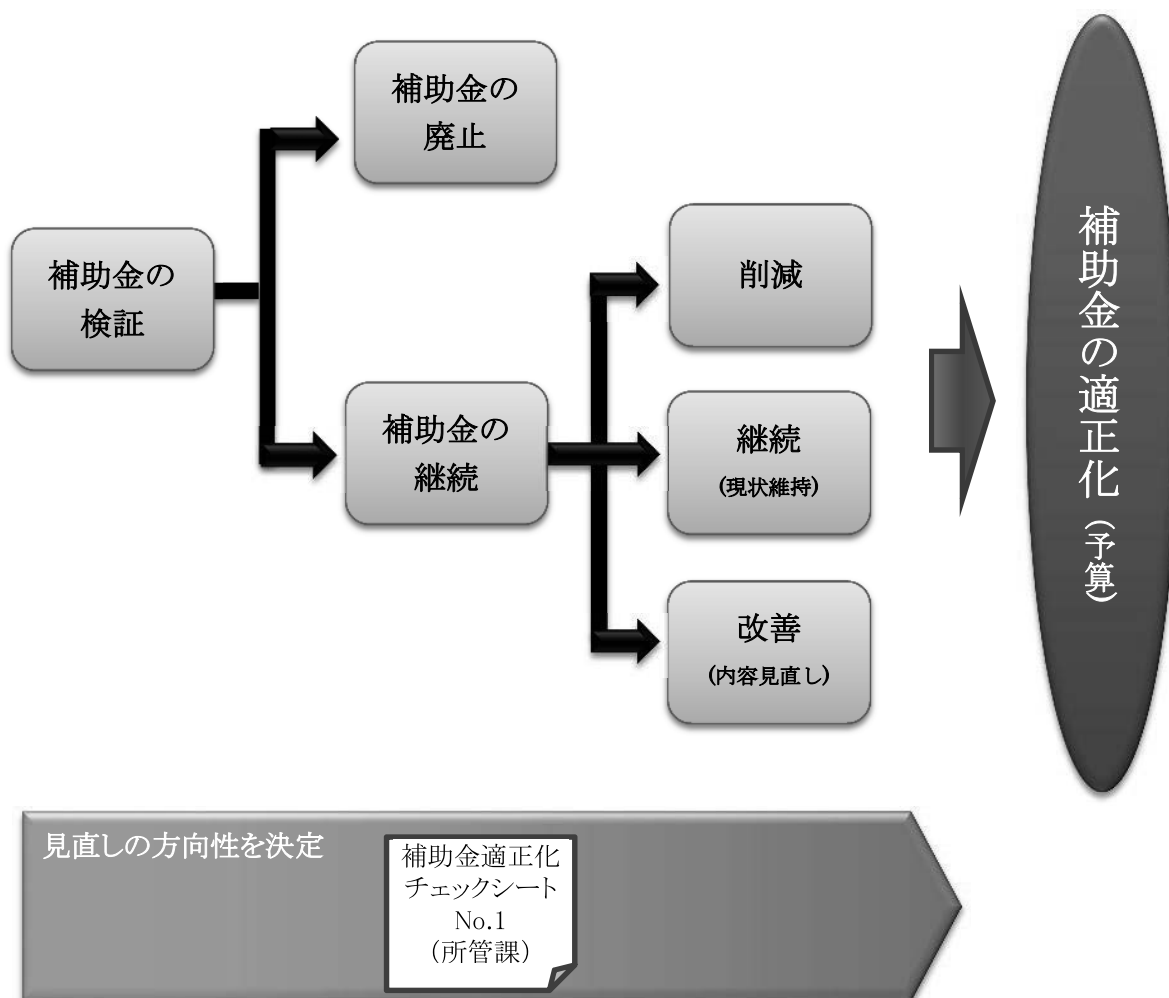
分類	分類別基準	
③ イベント・大会補助	定義	・広く市民への波及効果があるイベント・各種大会の実施経費や派遣費用に対して補助するもの
	交付基準	1) 多くの市民に波及するイベント等、公益性があること。 ※補助が長期にわたる場合や、特定の相手方への補助が常態化している場合がある。公益性や、他団体との公平性の観点に立ち、個別に事業内容等を精査する。 2) 大会補助について、那覇市が開催会場であれば、市内宿泊者数等の財政的効果を重視し、次の額を補助する。 ア) 市内宿泊予定人員が5百人未満 5万円 イ) " 5百人以上 10万円 ※ただし、市が実質的に共催する場合等、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
④ 利子補給補助	定義	・団体等が実施する事業の資金借入額に係る利子償還に対して補助するもの
	交付基準	1) 債務負担行為を設定している事業等、既往債に対する補助は原則として継続する。 2) 個人や団体の負担も考慮した補助率とするなど、予算編成時などに個別に判断する。 ※国、県制度と連動しない補助については、一定の年次以降補助額を減額する制度の創設導入を検討する。 ※制度創設時の趣旨、目的を検証し、社会経済情勢の変化や地域間の公平性から行政が関与すべき理由が薄れた事業は、新規融資に対する補助を廃止する。

分類	分類別基準	
⑤建設事業補助	定義	・市が公益上必要と認める公的施設の建設事業及び施設整備事業に対し、その事業費を補助するもの
	交付基準	1) 特別な理由があるものを除き、原則として国、県補助制度関連の事業のみとする。 ※市の上乗せ補助は、原則として行わない。 2) 相手方に対し多額の補助となる場合が多いため、個別に費用対効果を十分審査し、補助率や補助額の適正性を個別に検証すること。 ※特に、補助単価についてはコスト縮減の考え方を踏まえて十分精査すること。 3) 相手方の所有財産に対する補助であることを踏まえ、その補助が施策目的の実現にとって不可欠なものであること。 ※当初の補助目的どおり運用されているか定期的に監査し、違反がある場合は補助金の返還を求めること。
⑥その他事業費補助	定義	以下の事業を奨励・支援するために、事業費に対して補助するもの。 (前記①、③～⑤の特定の事業費補助以外) ・行政の代行的に実施されている事業に補助するもの ・政策として奨励すべき事業に補助するもの ・団体等の行うソフト事業の公益性を市が認識し、当該事業を援助する目的で補助するもの
	交付基準	1) 本市が独自に行っている任意の補助事業については、その必要性が認められること。 ※国や県との協調補助や、任意であっても財源として国からの補助が入っている事業については、本市の自由度が比較的低いと思われる。しかし、本市が行う補助事業であることに違いはないため、主体性をもって必要性を精査する。 2) 単に事業費の補てんのための補助は行わないこと。 3) 児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担を軽減するなど、扶助的性格が高い事業は、扶助費への転換を検討する。

5 補助金の適正化

補助金の適正化に向けて、全ての補助金について、ガイドラインの交付基準を遵守しているか検証を行う。補助事業を個別に精査した上で、廃止・削減・継続・改善の4つの方向性により見直しを図ることとする。

(1) 適正化のイメージ



(2) 見直しの方向性

方向性	内容	備考
1 廃止	①次年度ゼロ査定	
	②終期を定めて廃止	3年以内の終期を設定
2 削減	①補助率を1／2に削減し継続	補助率が1／2を超える事業について、補助率上限1／2へ適正化する。ただし、行政の補完的な機能を果たしているものを除く。
	②内容に応じて削減	内容に応じて、個別に適正な補助率(額)に削減する。 ・長期固定化しているもの ・過大な繰越金・剰余金・内部留保資金があるもの ・補助の必要性があるため廃止と判断するには至らないもの 等
3 継続	①現行のまま補助を継続	・政策として奨励すべき補助事業 ・適切に執行されている補助事業
4 改善	①他の補助金と整理・統合	内容の見直し
	②運営費補助から事業費補助に転換	
	③委託料に転換	
	④負担金に転換	
	⑤公募制の導入を検討	

- ※ 義務的な補助(法令等によるもの)及び国・県の制度と連動しているもの(国・県補助事業、沖縄振興特別推進交付金事業等)、市単独補助のうち政策的なものについては、交付基準を念頭に、個別の事情を踏まえて検証するものとする。
- ※ 国や県などの制度と連動する補助制度において、市の上乗せ補助については、当該連動する補助制度が予定する市の責任を超えて市の単独補助として行うものであり、原則廃止とする。その際、必要な場合に限り、激変緩和措置を講ずる。
- ※ 補助金の適正化を推進する際に、補助金額の削減率が大きい場合補助事業に多大な影響が出るおそれがあると想定される場合は、補助の妥当性に対し客観的な説明が可能であると市長が認めるときに限り、段階的に削減する等の緩和措置を個別の事情に応じて検討する。

6 その他

- (1)このガイドラインは、平成 26 年7月1日より施行する。
- (2)補助金等に関する基本指針(平成 16 年度策定)は、廃止する。
- (3)本ガイドラインについては、運用しながら、より実効性の伴うものとなるよう、随時見直しを図ることとする。

補助金適正化チェックシート(No.1)

1 補助金の概要

作成者

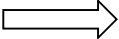
事業コード		部		課			
予 算 事 業 名							
補 助 金 名							
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助						
補助根拠(法・要綱等)							
補 助 開 始 年 度							
交 付 先							
交 付 先 の 分 類	☐ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他 ()						
補助対象となる事業の内容							
補 助 の 目 的							
期 待 さ れ る 効 果							
積 算 根 拠 (補助額の算定方法)							
補助対象経費の内容 (具体的に記入)							
交 付 方 法	☐ 補助金額確定後 ☐ 概算交付⇒精算		前年度返還(参考)	☐ 有 ☐ 無			
今年度交付希望金額	補助希望額①						
	財 源 内 訳	市		国		県	
補 助 率 (%)	補助対象経費②		補助金の割合(①/②)		#DIV/0!		
参 考 デ ー タ (前年度実績)	収 入 総 額		内部留保資金(積立金等)				
	支 出 総 額		今年度への繰越金				
	前年度補助実績		前々年度からの繰越金				
本市以外からの補助金等				補助金額			
				補助金額			
備 考							

2 所管課としての考え方等

検証の視点①				説 明	
① 必 要 性	事業の目的・内容が市民ニーズに 応えているか、現時点でも真に補 助すべきものか 同一事業(団体)への継続支援の 必要性があるか	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い			
② 公 益 性	不特定多数の利益の実現を図るもの か 採算性等により民間事業者では実 施されない事業か	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い			
③ 有 効 性	補助金額に見合う効果が十分に期 待できるか 委託や直接執行よりも補助による ことが施策目的の実現にとって最 適か	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い			
④ 公 平 性	その他の団体や市民との間で公平性 は保たれているか 交付先は適正・公平に決定されて いるか	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い			
検証の視点②				理由と今後の対応等(「いいえ」の場合)	
1	補助金の会計処理・ 使途が適切である	☐ はい	☐ いいえ		
2	補助対象経費の範 囲・内容が明確であ る	☐ はい	☐ いいえ		
3	補助金額・補助率は 現時点で妥当であ る	☐ はい	☐ いいえ		
4	前年度からの繰越 金、剰余金及び内 部留保資金(積立 金)が無い。	☐ はい	☐ いいえ		
5	同種・同類の補助制 度が無い	☐ はい	☐ いいえ		
6	補助対象者の公募 制を導入または検 討している	☐ はい	☐ いいえ		
7	運営費を除いた経 費への補助である	☐ はい	☐ いいえ		
8	委託や直接執行、 負担金等ではなく補 助金としての支出が 適している	☐ はい	☐ いいえ		
9	補助団体から別の 団体へ再補助してい ない	☐ はい	☐ いいえ		
10	補助の終了(廃止) の予定がある	☐ はい	☐ いいえ	終期(設定) 平成 年度	☐ 終期到来により廃止 ☐ 終期到来期に廃止を再検討
11	所管課としてのコメ ント(問題点、課題、 特記事項等)				

事業コード		部		課	
予算事業名					
補助金名					
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助				

検 証 の 視 点 ①		見 直 し の 方 向 (点 数 ①) ※ 優 先	
① 必要性	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い	0 40	☐ 1 廃止(4～19) ☐ 2 削減(20～29) ☐ 3 改善(29～39) ☐ 4 継続(40)
② 公益性	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い		(見直すべき内容)
③ 有効性	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い	☐ 1 補助額(率) ☐ 2 補助対象(交付先) ☐ 3 補助対象経費 ☐ 4 事業費補助への転換 ☐ 5 委託等、他の手法 () ☐ 6 その他 ()	
④ 公平性	☐ 非常に高い ☐ やや高い ☐ やや低い		

(見直しの具体的な内容)									
経過措置等の判断、考慮すべき特性等									
最 終 判 定 (判定結果及びコメント)		補助希望額		査定額		増減	¥0	削減率	#DIV/0!
終 期 設 定			☐ 終期到来により廃止						
平成	年度		☐ 終期到来期に廃止を再検討（ただし、終期に関わらず毎年度適正化を図る）						